



6月



2021年6月10日号

VOL.148



南谷撮影 大天井岳頂上にて（標高 2,922m）

## INDEX

- ◆ 代表社員税理士 南谷のコラム～行政ってこんなもの
- ◆ 代表社員税理士 松尾より弊社進行中の取組み
- ◆ 資本性劣後ローンとは？
- ◆ 新入社員紹介 & 社労士からのお知らせ

## 【税理士 南谷のコラム】行政ってこんなもの

今年の確定申告が終わってすぐ、関与先様である飲食店の消費税の納税相談のため訪れた奈良税務署で私は喚き散らしていた。「お前らは闇金か〜っ」と。

どんな事かと言うと、昨年令和2年4月に【納税の猶予の特例】という新型コロナ税法（正式名称は「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」）という然もありませんという法律が創設・施行されました。これは「新型コロナの影響により令和2年2月1日以後に相当な収入の減少等があった場合には災害と同様に取扱い一時に納付することが困難な事業者については1年間その納税を猶予する。」というものです。

このコロナ禍。確かに資金繰りは苦しい。というところに「苦しかったら待ってあげるよ。延滞税も無しだよ〜。」という優しい言葉。当然のことながら、「それでは」と乗っかる。令和元年分の確定消費税と令和2年分の消費税中間納税分を特例申請をして猶予してもらった。

あっという間に一年が過ぎ、今年の2月中旬に税務署からその関与先様に「もうすぐ期限過ぎますから早く納付の準備をしてください。過ぎると延滞税かかりますよ。」と徴収部門から電話が入った。

関与先様から連絡を受け「え〜っ！」とことで税務署に駆けつけて交渉に入ることとなりました。

確かに1年利息無しで納税を待ってもらったのはありがたい話。ただ、昨年の状況と今の状況と考えれば明らかに今年のほうが悪くなってる。簡単に考えれば昨年払えなかったものが今年のこの状況で払えるはずがないじゃないの。誰が考えたって解る話。

税務署の担当官曰く、「法律ですから」

南谷（以下<sup>南</sup>）「そんなことは解ってるわい。」「解ってるけど払えんものは払えんやろ。」「知らん顔してほったらかしにしてるわけじゃない。払う気があるからこうやって話をしに来てるんや。何とか払える制度を準備してないとおかしいやろ。」

担当官（以下<sup>税</sup>）は「法律の期限が今年の2月1日で終了してるので。」の1点張り。

<sup>南</sup>「じゃあ、換価の猶予で分割で払うから、何回にできる？」

<sup>税</sup>「令和2年分の確定消費税が4月15日に納期限が来るのでそれまでですね。」

<sup>南</sup>「それまでですねって、結局一回やないか。」

<sup>税</sup>「未納の税額があると換価の猶予が適用できないので。次もすぐには払えないでしょ。」

てなことで冒頭の状況となった次第です。

とにかく行政のやることは後のフォローが出来ていないことが多すぎるように思います。

「私たちはこんな制度を作りました」「頑張ってる仕事してるでしょ」アピールばかりです。

補助金や給付金も然り。頑張ってる頭をひねって少しでも売上を下げまいと努力した人は貰えず。何もせずただボーっとして売上を下げるに任せた人は貰えた。

机上の空論ばかりで、結局運用する現場では本当に困っている人の助けにはなっていないのです。

今回のケースでもこんな法律が無くて、早くから分割納付していればこれからの負担は相当に違ったものになっていたはず。私も出口までしっかり考えて制度を適用すべきか判断するべきでした。今回は反省です。

コロナが収束せず、なかなか出口の見えない状態ですがコロナ後の社会の中の自分をしっかりとイメージして準備を進めていきたいものです。

代表社員税理士 南谷 正仁

# 取組みスタート!

あおば 弊社内での新しい取組みを 松尾よりご紹介

## 【あおばマッチング掲示板】

メールマガジンでもお伝えさせて頂きましたが、弊社内において「あおばマッチング掲示板」を立ち上げています。

お客様から、「あおばさんのお客様でこういう企業さんっていらっしゃいませんか?」というお声がけ頂くことが従前よりございましたので、そういったお声を税理士が頂戴しても担当者が頂戴したとしても 組織としてまずは網羅し、ニーズが合致すればご紹介にまでつなげ、事業のさらなる発展にお力添えができるようにと考えております。つきましては、こういう企業さんを探している(お客様ご自身が買い手側)、というようなご要望がございます際はご遠慮なくお声がけ頂ければと思います。



## 【事業承継引継ぎ支援センターとの協業】

マッチングという点で申しますと、最近の傾向として、事業継続・拡大のために買い手としてのM&Aを模索するケースも増えつつあります。

M&Aの本来の目的はマッチングにあるのではなくその後の相乗効果にあると思いますので、その意味ではマッチングしたとしても後に様々な困難があるのが実務的なところかと思えます。しかし、まずはマッチング機会がなければ始まりませんので、従前から「日本M&Aセンター」や「ストライク」といった仲介大手と連携を築いてきたところですので、そこに新たに昨年あたりから公の機関である「事業承継引継ぎ支援センター」とも関係を深めて参りました。

実際に、先日取りまとめられた経済産業省の資料では、2020年度、民間仲介大手3社の実施合計件数のほぼ倍に相当する件数を事業承継引継ぎ支援センターが実施されており、民間よりも幅広く案件として取り扱う印象で、弊社もコーディネーターとして登録済みです。

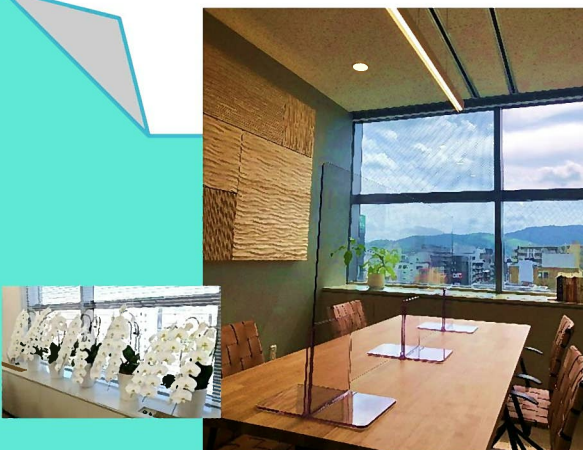


事業承継については  
6/4・6/5 奈良新聞朝刊にも  
松尾・三瀬の記事が掲載

いずれにせよ、公の機関や個々の担当者の得意分野も交えながらワンストップの質を高め、価値ある事業承継を実現していければと考えております。

また、奈良支店も開設しておりますのでアクセスの良い拠点をお使い下さいませ。

代表社員税理士 松尾 潤



奈良支店 (奈良センターオフィス) コロナ感染拡大防止対策も万全にお待ちしております

# しほんせいれつご 「資本性劣後ローン」とは？

ふだつじ



日本政策金融公庫では、新型コロナウイルス感染症対策の融資制度として「新型コロナ対策資本性劣後ローン」（正式名称：新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付）、商工中金でも同様に「資本性劣後ローン」を取り扱っています。あまり聞きなれないこの「資本性劣後ローン」について、ご説明いたします。

## 「劣後ローン」とは

劣後ローンとは、他の債務より支払いの優先度が劣るローンのことをいいます。

例えば、劣後ローンの借入をしていた会社が倒産した場合、回収される債権（倒産した会社からすると支払わなければならない債務）には順番があり、税金や従業員の給与などが優先的に支払われた後、劣後ローンの借入分が金融機関に回収されます（劣後ローン以外に金融機関から借入がある場合は、そちらが優先されます）。このように、回収順位が他の債務より劣後していることから、「劣後ローン」と呼ばれます。

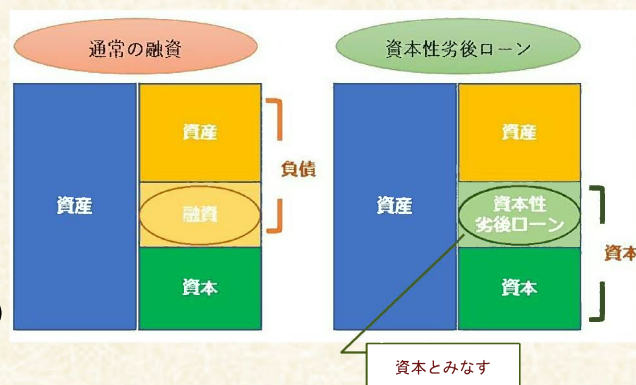
劣後ローンには主に政府系金融機関が取り扱う「資本性劣後ローン」がありますので、ここではそのメリット、デメリットをご紹介します。

### 【メリット】



- 業績連動金利により、利息負担が抑えられる（業績低迷時は金利が低く、業績が上向くにつれて金利が高くなるので、業績低迷時の利息負担が抑えられる）。
- 原則、期限一括返済となるため、月々の返済負担が利息のみとなり、資金繰りの安定に繋がる。
- 無担保、無保証人。
- 金融機関では審査上、資本性劣後ローンを借入金（負債）ではなく資本（純資産）としてみなしてくれるので、自己資本比率が改善され、金融機関からの融資が受けやすくなる。

※あくまで金融機関の審査上、自己資本とみなされるだけであって、**借入金（負債）には変わりありません**  
（貸借対照表には借入金として計上されます）



### 【デメリット】

- 業績が上向くと通常の融資より金利が高くなるため、利息負担が増大する。また、借入は長期にわたるため、総支払額が大きくなる。
- 原則、繰上返済が出来ない。期日一括返済のため、前もって資金の準備が必要であり、返済時に資金繰りの悪化を招くこともある。

以上のように、資本性劣後ローンには財務体質強化や資金繰りの安定化といったメリットがある一方、業績向上時の金利や返済に関しては注意が必要です。

新型コロナウイルスの影響を受け、財務体質強化を図る企業が増加していることから、資本性劣後ローンの利用も増加傾向にあるようですが、実際の取組時には、事業計画の作成、事業の進捗報告等が必要となりますので、上記の**メリット、デメリットを十分ご理解いただき、まずは当事務所や取引金融機関に相談**されることをお勧めいたします。

札辻 健太



## - 新入社員のご紹介 -



皆様初めまして、4月から税理士法人あおばに入社致しました市川 壮一と申します。  
メーカー経理、会計事務所勤務を経て現在に至ります。メーカーでは税務、子会社管理、有価証券報告書作成業務等を、次の会計事務所では巡回監査、決算、税務業務等を経験してまいりました。  
趣味は、サイクリング、洗車、クワガタムシのブリードです。乗り物が好きで過去にMTのスポーツカーに乗り、280馬力のドライブフィーリングを楽しんでおりましたが、現在はおとなしくコンパクトミニバンの洗車を楽しんでおります。凝り性なので、はまると突き詰めたくなるタイプです。  
前職で得た知識や経験を活かして、皆様のお役に立てるように全力で取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。



奈良センターオフィス 配属

市川 壮一

皆さま、初めまして。この度、税理士法人あおばに入社いたしました、  
池袋 麻里菜と申します。  
専門学校を今年2021年3月に卒業後、新社会人として税理士法人あおばに勤務させていただいております。  
趣味である絵描きでは6年間美術部に所属し、そこでは共通の認識をもって行動する大切さを学びました。いまでも休日には絵を描いたりしております。  
初めてのことばかりで至らない点もありますが、少しでも早く皆様のご期待に沿えるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



大阪事務所 配属

池袋 麻里菜

## 社会保険労務士からの お知らせ

### ●令和3年度労働保険料等の申告 労働保険の年度更新

**更新期間は 令和3年6月1日(火)から同年7月12日(月)**

※労働保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までを1年間とし、毎年申告・納付します。

### ●健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届

**提出期限は 令和3年7月1日(木)から同年7月12日(月)まで**

※9月から翌年8月までの保険料や保険給付の額の基礎となる標準報酬月額が決定します。

ご不明な点がございましたらご連絡ください。

**あおば総合社労士事務所**

税理士法人 あおば 発行責任者 南 谷 正 仁  
本 店 〒632-0071 天理市田井庄町 528  
TEL 0743-63-2361 FAX 0743-63-6223  
奈良センターオフィス 〒630-8115 奈良市大宮町7丁目 1-33 奈良むかびろい 6階  
TEL 0742-36-0020 FAX 0742-36-0021  
大阪事務所 〒550-0012 大阪市西区立売堀 1-1-1 立売堀 1番館 4階  
TEL 06-6541-6790 FAX 06-6541-6789  
URL <http://www.aoba-atm.com> E-mail [info@aoba-atm.com](mailto:info@aoba-atm.com)

